

(案)

労 審 発 号
平成 2 7 年 2 月 9 日

厚生労働大臣
塩 崎 恭 久 殿

労働政策審議会
会長 樋 口 美 雄

平成 2 7 年 2 月 9 日付け厚生労働省発基 0 2 0 9 第 4 号をもって諮問のあった「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則案要綱」、「特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める省令案要綱」等については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(案)

別紙

平成 27 年 2 月 9 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則案要綱」、
「特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める省令案要綱」
等について

平成 27 年 2 月 9 日付け厚生労働省発基 0209 第 4 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、労働条件分科会及び職業安定分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(案)

別紙

平成 27 年 2 月 9 日

労働政策審議会労働条件分科会
分科会長 岩村正彦 殿
労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部正浩 殿

労働条件分科会有期雇用特別部会
職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会
部会長 岩村正彦

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則案要綱」、
「特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める省令案要綱」
等について

平成 27 年 2 月 9 日付け厚生労働省発基 0209 第 4 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、労働条件分科会有期雇用特別部会及び職業安定分
科会高年齢者有期雇用特別部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と考える。